

クラウドサービスと著作権

アジアインターネット日本連盟(AICJ)

2014年10月24日

クラウドサービスと著作権

- 文化審議会¹⁾での議論
プライベート・ユーザアップロード型クラウドについて、「利用者が主体、私的複製の範囲」とのコンセンサス²⁾ ⇒ 一定の意義
- しかし法的安定性が担保されたわけではない
⇒ 公的な著作権法の解説等により、有権解釈が示されるべき

1) 文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

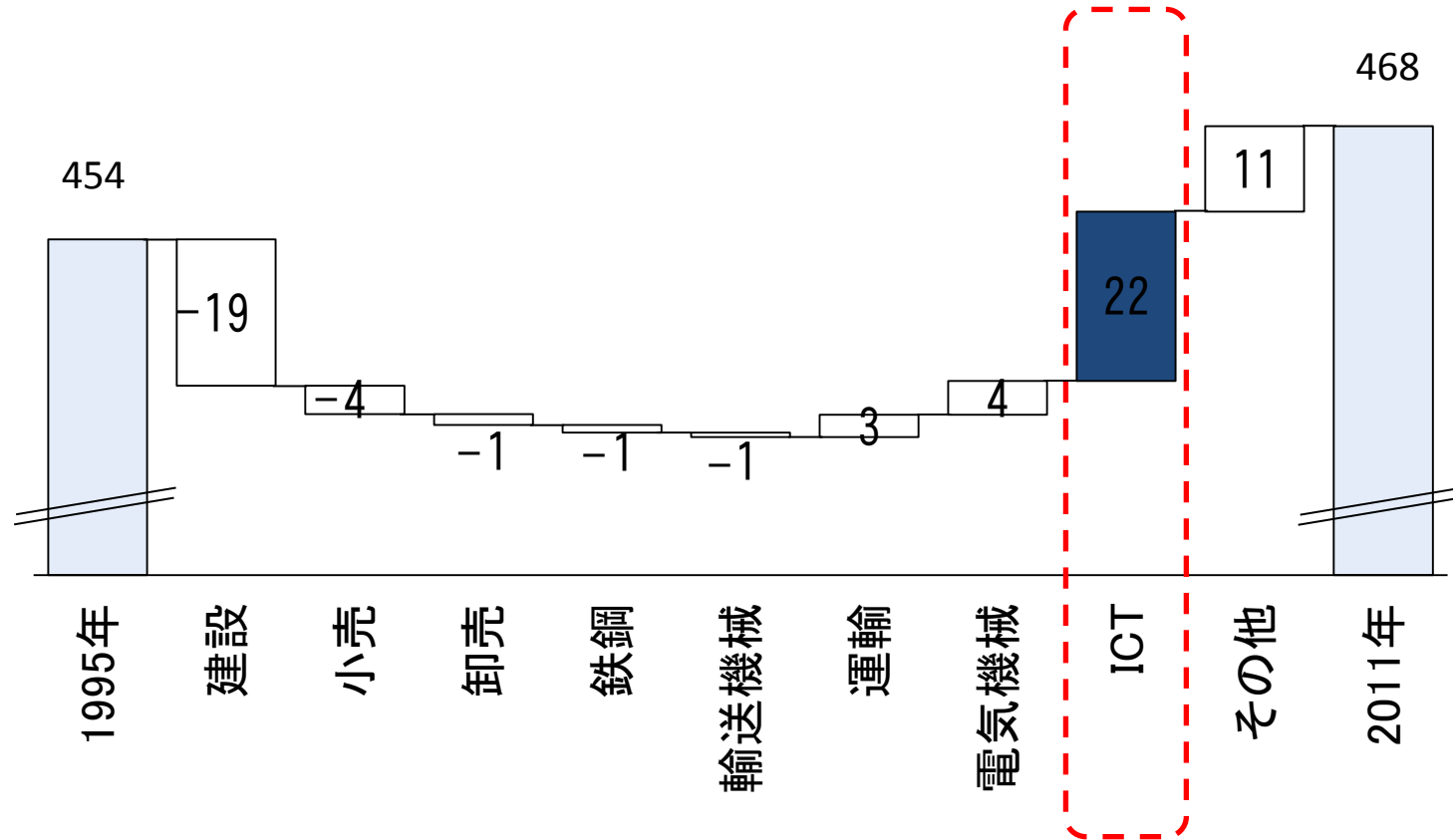
2) 2014年10月16日同小委員会における議論

クラウドサービスと著作権

- Amazon Cloud Drive、Google ドライブ、Yahoo!ボックスなど、現在でも多数のクラウドサービスが存在し、今後も安定的に提供できる法的環境が必要
- 日本の産業競争力強化のため、クラウドを含めたICTサービスの一層の発展が求められる
- 国ごとに法的解釈が異なれば、産業の空洞化につながるおそれ

《参考》日本の実質GDPの変化における各産業の寄与

(単位:兆円、1995年から2011年の変化)



日本の知的財産・コンテンツ振興戦略に係るAICI提言

◆先進的サービスを許容する著作権制度改正

2012年の著作権法改正では、個別権利制限規定の限定的な追加など小規模な改正に終わり、インターネット業界等が期待していた先進的サービスの発展を許容する制度改正とは異なる結果となった。さらに、TPP参加により知的財産関連法が権利強化の方向に進むことが予想されるため、米国のようなフェアユース条項がない日本では過度に権利保護に偏るリスクがあると言われている。

◆最新クラウド技術に対応した制度整備

先進諸国では、クラウド・コンピューティング技術の発展により、多様化する消費者のコンテンツ視聴ニーズに対応し、視聴する時間・場所・デバイスを自由に選択して利用可能とする「コンテンツ・ロッカー」に代表されるようなサービスが急速に普及しているが、日本では消費者やサービス事業者が著作権侵害主体とみなされる法的リスクを払拭する法整備が不十分である。

(2013年9月25日、抜粋)

※ アジアインターネット日本連盟は、インターネット産業の健全かつ持続的な成長に資する政策や制度のあり方等についてインターネット事業の一翼を担う産業界からの声を適切に届け、国民の議論を喚起していく事を目的に2013年9月に設立され、日本におけるインターネット政策について提言・理解促進活動・調査研究等を行っております。